

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（佐々木信一君） おはようございます。

これから決算審査特別委員会を開会します。ただいまの出席委員は11人です。定数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎認定第1号の質疑

○委員長（佐々木信一君） これより議事に入ります。

本委員会に付託された認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての順に審査をし、その後、各会計決算全部について総括質疑を行います。

質疑に先立ちまして、お願いがございます。

発言の際には、決算書のページ、款項目及び節区分を示し、住田町議会会議規則第55条にのっとり、質疑の回数は3回以内に、また慣例により3項目以内にとどめるよう御協力をお願いいたします。

これから、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入、歳出の順で審査をします。

6ページ、一般会計歳入歳出決算書から、35ページ、歳入、13款使用料及び手数料までの質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） おはようございます。

1点お伺いいたします。ざっくりとした質問で、よろしくお伺いいたします。

町税様々あると思うんですが、こちらの。

○委員長（佐々木信一君） ページ。

○1番（水野正勝君） すいません、ページではなくて、ざっくりとした質問ということで、ちょっとよろしくお伺いいたします。

○委員長（佐々木信一君） ページ。どこからどこまでの範囲で、お願いします。

○1番（水野正勝君） 町税のページの範囲でお伺いいたします。22ページからですね。

町税の納入方法についてお伺いしたいと思います。納め方なんですけども、そちらの手段・方法を一度確認させていただきたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長、佐藤修君。

○税務課長（佐藤 修君） 納入方法、それぞれ税目によって様々ございます。住民税と言われる個人町民税等につきましては、会社等から特別徴収ということで、給料から天引きする特別徴収という方法がございますし、普通徴収という方法であれば、それぞれ個人が役場から発行された納付書に基づいて、各金融機関等で納めるといったような方法がございます。

大別しますと、納付書による納付か、もしくは会社等からの納付というのが一般的な納付方法ということになります。ほかの税目についても、それぞれ納付書によって金融機関で納める、もしくは口座振替といったような形のものという、大別すればそういった形になるかと思えます。

○委員長（佐々木信一君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） この一般的な納入方法について、議論させていただきたいと思えます。

この間、とある勉強会のほうに参加させていただきまして、県内の様々な議員の先輩方とお話させていただいたところ、今このコロナ禍の経済対策の1つということで、この納入方法で一つお話をさせてもらってきました。要するに、この納め方なんですけども、金融機関と、一般的な納め方がこれまでだったと思うんですが、今この電子決済というところで、非常に国内で盛んにいろいろ行われているところだと思えます。この税金に関しても電子決済、例えばPay Payですとか、楽天Edyですとか、様々なものがあるんですけども、こういったもので納入というのは、例えば住田町では可能性というのはどれほど考えられるのでしょうか、ちょっとその辺りお伺いしたいと思えます。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 全ての納付方法について、可能性はゼロではないというふうに思っております。ただし、それぞれ納付方法によって、手数料もしくは当初の設備、そういったものがかかってくるといったようなこともございますので、そういった経費との比較になるかどうかと思います。

ただ住田町においては、例えば電子決済の部分でも、口座からの引き落としというのが一般的になるかと思えます。そういった部分では、それぞれの各個人が口座引き落としという制度がもともとございますので、そういった制度をより活用することによって、自分で直接金融機関に行かなくても、口座から自動で引落としという方法がございまして、そういったことを奨励していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐々木信一君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） この電子決済というのは、本当に近年活発化になってきてまして、このコロナの影響で余計いろいろ取り沙汰されている状況にあるのかなど。特に若い世代の方では、非常にやっぱり活用が進んでおりまして、何よりもポイント還元ですとか、そういった部分が、やはりメリットとしていろんな支払い方法ですとか活用の部分があります。このポイントというのも、一般的には5%ですとか、多くて10%ですとか、様々やり方であるようではありますけども、非常に今後可能性がある支払い方法といえますか、活用策なのかなど捉えておりましたので、ぜひ今後そういった世の中の動きも合わせて鑑みながら、何とか町のほうでもできる限りの経済対策の1つということで、一つ今後検討のほうさせてもらえればいいのかと考えておりました。

以上で終わります。

○委員長（佐々木信一君） そのほか。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点伺います。

1点目、決算書の22から23ページ、1款町税、1項町民税、1目個人の収入済額1億6,810万7,392円、及び2目法人収入済額2,579万7,300円について伺います。平成30年度に比して、個人は3.8%のプラス、法人は48.1%のマイナスだったと思います。その要因は、それぞれどこにあったのでしょうか。

2点目、決算書32から33ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、2節住宅費使用料の収入済額5,025万3,201円について伺います。こちらは、平成30年度に比して1.7%の微増でしたが、令和元年度ですから、令和2年1月、今年

の1月からのコロナ禍の影響による町営住宅の家賃の滞納等はなかったのでしょうか。

以上について伺います。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 個人住民税の前年度比の伸びという部分でございますけども、大きな部分は、給与等の底上げがあったものというふうに捉えてございます。最低賃金等の引上げ等に伴いまして、給与全般的に上がったことによる個人住民税の伸びが見られたというふうに考えておりますし、法人等につきましては、当町のような小さい町ですと、どうしても1事業所なり2事業所の法人税等の納入状況によって大きく変化してくるということで、その大きな要因といったような部分については、特に見当たらないといえますか、どうしても1年1年で波がございますので、そういったこれといったような状況等については、ないというふうに捉えております。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 町営住宅使用料の滞納につきましてですけれども、現年分の未納者につきましては、2人となっております。ですので、コロナに係る滞納というのはないと思っております。

○委員長（佐々木信一君） 2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 町内でも今2人というようなお話もありましたけども、1点目について、個人であれば雇い止めとか、法人であれば業績の悪化というケースもあったと思います。町民税を納めることに関して、コロナ対策としての支援やその活用例はあったのでしょうか。それから2点目について、こちらの町営住宅の家賃についてですけども、住宅確保給付金など、コロナ対策等の支援を活用した事例はあったのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 個人住民税等に関しまして、コロナの影響という部分でございますけども、個人住民税の課税方法は、前年度部分についての課税ということで、1年遅れての税といったようなこともございまして、直接的なコロナの影響によるものといったようなものは、今のところないというふうに思っております。それからコロナ対策の中で、個人住民税等についても納税猶予という制度がございます。その納税猶予等の制度については、様々な周知をさせていただいております。今のところ、その納税猶予を受けたいということでの申出等については、ない状況となっております。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 住宅確保の給付の利用というところですが、ないと思っております。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 一応確認のために、2番目の質問を用意しておりました。

それでは3回目です。1点目について、今まで言われたような令和元年度を踏まえた令和2年度以降の見通し、それから今年はまだいいんですけども、来年度以降、今年を踏まえた中で、コロナ禍における影響等あるかと思しますので、町民税徴収方針の変更等いろいろあるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、同様に、町営住宅に関しても、今後コロナ禍の影響で、令和2年度以降の見通しとしてどうなのか。また町営住宅の家賃の徴収方針の変更等、例えば先ほどもありましたけども、あまり取立てをきつくしないとか、猶予をしていくとか、そういうような方針も考えられると思うんですが、どうなのか伺いたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 個人住民税等につきまして、来年度以降ということでございますけども、今のところ個人住民税、大きなものは会社員等ということになります。そういった中で、そのコロナの影響によっての例えば従業員を減らすとか、そういった状況等については、今のところほぼない状態であるというふうに考えております。

というのも、個人住民税の場合、特別徴収という形で、退職等があれば、役場のほうにこの方が退職しましたという連絡等もございますので、そういった退職等の状況等については、常に把握している状態ということで、そうしますと、コロナの影響等がどの程度あるのかという、ある程度の目安になるかと思っておりますけども、そういった状況が今のところ見られないといったようなことがございます。

それから、法人等については、来年度以降コロナの影響等が見られてくるんだろうというふうには想像しておりますけども、今のところ当町の場合については、まだ法人等からの相談等についても今後だろうというふうに考えておりますので、今のところまだ大きな影響というものは見られていないというふうに考えております。

それから、税金等の徴収方法等につきましては、それぞれコロナの影響等にかかわらず、納税者との向き合い方については、真摯に相談という形で相談業務を行いながら、税金等の納付をお願いするといったような形の中で進めておりますので、特に厳しく徴収をするといったような状態にはないというふうに思っております。今後も納税者等の相談を重点的に行いながら、その経済的な状況等見ながら、納税相談に応じていきたいというふうに考えてお

ります。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 町営住宅使用料の徴収方針につきましても、特に方針を変更するというようなことは考えてございません。ただし個別に御相談いただいた際には、そういった状況があるのであれば、相談に応じながらというところで行ってまいりたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

11番、菅野浩正君。

○11番（菅野浩正君） 28ページの、9款1項地方特例金についてお伺いたします。

前年度対比で約1,000万円ほど増えてるわけですが、主な事業として、ここにも記載のとおりですね、子ども・子育て支援臨時交付金というように記載になっています。一般財源として使えるようになっている、国の政策によってこれが恐らく交付されたのだと思うんですが、その交付のされ方と、そして財源としての成果ビジョン、どんなものに使えるかお伺いたします。

○委員長（佐々木信一君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 子ども・子育て支援臨時交付金ということが出ましたのでお答えいたしますが、これにつきましては、国の幼児教育・保育無償化に係る交付金ということになります。

これにつきましては、本町では既に3歳児以上、国に先駆けまして保育料の無償化はしているところなんです、無償化をするに当たって、公立保育園・保育所のほうに、運営する自治体のほうにその無償化分を補填といいますか、そういった意味で激変緩和的な意味で交付されたものであります。うちでは、今そういうふうは無償化をしているんですが、保育園の運営のほうの費用に充てているというところでもあります。

○委員長（佐々木信一君） 企画財政課長、菅野亨一君。

○企画財政課長（菅野亨一君） 私のほうからは、この交付金の使途の制限ということについては、特に使途については、一般財源ですので制限はされておられません。今、教育次長がお話ししたとおり、そういう方向で充てているという内容に使ってございます。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 菅野浩正君。

○11番（菅野浩正君） まず、今、次長のほうから答弁、ありがとうございました。

子育て支援の関係で、だんだん本町では国に先駆けて事業を実施したというわけでしたが、

特別国から来なくても、事業は推進されたということと理解してよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） もう一度。

○11番（菅野浩正君） すいません。住田町で国に先駆けて子育て支援のこの事業を推進したわけですが、無償化についてですね。それが、特に国からお金が来なかった場合でも、この事業が行われたのかというふうに思ってるわけですが。

○委員長（佐々木信一君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 本町といたしましては、国のこういったことがなくても、先駆けて進めてきたところでありますし、この臨時交付金につきましては、今年度令和2年の12月分までしかこない予定となっております。これ以降については、公立保育園・保育所につきましては、単費でその無償化していくと、本町がこれまでやってきたことと同じことになるわけです。

同じといたしますか、うちのほうは副食費まで無償としてますが、他ではその副食費・給食費については保護者から負担をいただいて、そのほかは無償化していくと。ただ12月分までで国が補償があって、それ以降はそれぞれ市町村の単費で行っていくと。本町におきましては、それにかかわらず、今後も無償化を継続していく予定としております。

○委員長（佐々木信一君） 菅野浩正君。

○11番（菅野浩正君） この財源ですが、それぞれいろんな町の政策によって、財源確保が大切なわけですが、特に依存財源の中で。そういったことで、これからも町の事業を行っていくことによって、改めてこの特例金というものを当てにした政策ができるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（佐々木信一君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 財源については、当然国からの部分は有効に活用していくべきものだと思います。ただ今後については、やはりその時々々の財政状況、トータル的な部分を見ながら、判断をしていかなきゃいけないと思っております。

ただそうした中において、当町においては、この子育てに関する環境整備に長年力を入れながら継続してきているという経過がございます。そういう部分で、やはりどの自治体もそうですが、少子高齢化という中におけるその子育て支援は、しっかり政策の柱の中の一つという捉え方の中で、今後も考えていくべきというふうに考えております。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 私からは、決算書で14ページから17ページに、一般会計の款別の決算額書があります。合わせて、主要な施策の成果表に、執行状況の実績表でありますけれども、当初予算の町長の方針の中で、この先を見据えた主体的な対応、本町ならではの魅力あるまちづくりに取り組むということで話されて、その中で財政の執行に当たっては、この中でも12款の公債費はしばらくの間高止まりになると。だから、いずれ慎重に町の行財政運営に取り組むという方針が示されておりました。

令和元年度の決算書を見ますと、その公債費が前年に比較して861万8,000円ほど減額になっておるわけですが、決算の全体の構成比で見ると15.4%ということで、やはり全体の決算額で見ると、高止まりにはなっているのだなということが見られるわけがあります。こういう状況の中で、町民にまちづくりのビジョンとか理解をどう伝えられたというふうに捉えているかお聞かせください。

○委員長（佐々木信一君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 御指摘のとおり、公債費はしばらく高止まりの状況が続くというふうを考えております。単年度の部分での増減はそのとおりありますけれども、公債費については、高い形の中で進むんだろうという部分で、私も「共生のまち」ということを住民の皆様にもお願いをしております。

昨年度においても、住民懇談会等々、また機会あるごとに住民の方々にお話をさせていただいております。今年度については、コロナというような環境の中で、なかなか集まりをいただけない状況下でございますけれども、いずれこういう状況において、やはり人口が減るということは避けて通れない現状に現時点ではあるという中において、まさに少子化の子供たちに対して、このある意味のマイナス部分、これを増やさない、できれば減らす、一人当たりの公債費というようなのも意識しながら理解を図っていききたいと。

そういうところにおけるこの住める環境をいかにつくるかと。やはりまだまだ高度経済成長下における経験というのは皆さんお持ちです。その時代の生き方が身についた部分、それを脱却するというのは大変難しいことだというふうにも思いますけれども、理解をいただきながら、急変はできませんけれども、少しずつ少しずつ御理解をいただきながら、ここに住田に生きる価値、値というものがどこにあるのかという部分を住民の皆さんと相談しながら、まちづくりを進めていきたいと考えております。

○委員長（佐々木信一君） ほかがございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（佐々木信一君） これで、歳入、13款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、35ページ、歳入、14款国庫支出金から、63ページ、令和元年度住田町一般会計税及び税外滞納繰越分明細書までの質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 1点伺います。決算書の46から47ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2節建物貸付893万8,129円について伺います。

ここは、いわゆる町有住宅も含まれると思いますが、過日その件で障子等の景観について要望したところ、総務課のほうですぐに応急のすだれを設置していただきました、どうもありがとうございました。そこで、町有住宅等の見回り管理についてお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 総務課で管理をしております、町有住宅を含めた町有地全般につきましては、大変膨大な数がございます。町有地につきましては、草刈り年に2回ということで実施しているところでございます。町有住宅につきましては、どうしても入居者がいないところもありまして、管理が難しい面もございます。町で気づいたときや御指摘をいただいたときということで、対応しているところでございます。

以上であります。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 先日はですね、その町有住宅の障子が破れてて、少しそれが季節ごとにだんだん変わっていくもんですから、そういう要望が出ていたということです。町にはこざっぱり条例とか空き家条例があり、特定空き家対策なんかもしていると思いますが、それらは専ら民間の建物等に適用されていた感があるのだと思います。今後、その考え方を町営住宅や町有住宅にも広げていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） こざっぱり条例そのものは、町それから町民、それから事業者、それぞれの役割分担しながら、こざっぱりした環境をつくっていこうという理念条例があります。その中で町は町の役割、もちろん町で管理している分は町でということで、その理念に基づいて、それぞれが取り組んでいくということになるかと思います。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 何というんですか、民間のところですごく猫が入ったり、そういうこ

とで大変な住宅とかあって、話題になってきたわけですが、そういうところまでいかななくても、町有住宅や町営住宅の中には、管理をきちっとしていかないといけないところがあるんじゃないかということをおっしゃるわけなんです。

それで、加えて3問目として、町としてはちょっと取り組みにくいかもしれませんが、その考え方をさらに県営住宅にまで広げていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。県営住宅というか、教員住宅というか、あそこも空き地が多くて雑草が相当生えてたり、それから障子等景観の問題も、近いうちに発生するんじゃないかというふうにご心配されるんですが、その辺についてお考えを伺いたしたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 特定空き家対策はもちろん、これから積極的に取り組んでいくものではありますけれども、例えば県営住宅、県で管理している住宅、管理者がちゃんといるということであれば、こちらからも働きかけて、きちんと管理してもらいたいような取組はしていきながら、町全体環境のいい町にしていきたいものと考えております。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございますか。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 3点にわたってお伺いします。

まず1つは、60ページのほうの税の滞納についてですが、固定資産税の滞納の収入未済額が、令和元年度のその未済額ですね、1,700万円ほどになっているわけですが、お名前は結構でございますが、この上位の3者の滞納金額というのはどのような形になっているのか、まずお尋ねをいたします。

それから、63ページの流木の売払いについてお尋ねをいたします。一般質問におきましても、質問やら議論をさせていただきました。2億2,580万円何がしということで載っておるわけですが、この未済額の計上の各年度の金額をみますと、平成19年から4,300万円、20年5,200万円等と、4,000万円とか3,000万円近いとか、そういうのが毎年度計上されてきたわけですね。実際には、なぜこういう未済額が多額に毎年度計上されたにもかかわらず、連帯保証人や担保物件を取らなかったのか、まずそこをもう一度お伺いいたします。

それから、その下のこの20款の3項1目の貸付金の元利収入についてですが、昨年度この表記が私ちょっと違ってんじゃないかなというふうに指摘をさせていただいた経緯があります。要するに、元利金じゃなくて貸付金利息収入ということのことじゃないかと、答弁

では分かりやすくしたいというふうなことだったのですが、まだ直ってないという経緯がありますが、この辺のところをお伺いします。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長、佐藤修君。

○税務課長（佐藤 修君） 固定資産税の滞納の部分ということでございますけども、詳細についてはなかなか申し述べる部分がございますが、滞納者等につきましては、徐々に解消するような形の中で、毎年頂くということで、納税相談をしながら進めておりますが、やはりなかなか一気に滞納の解消になるというような状況にはないという形になってございます。

ただ固定資産税等につきましては、滞納繰越額ほぼ前年並みぐらいということですので、大きく増えている状況にはないというふうに思っております。

〔発言する人あり〕

○税務課長（佐藤 修君） 個人の部分になりますけども、おおむね1,000万円を超える額になろうかと思えます。

○委員長（佐々木信一君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 私からは、2点目の流木の関係の御質問にお答えいたします。

なぜその当時、連帯保証人何なり、担保として物的保障という話でよろしいのでしょうか。その御質問は一般質問でもお答えしたとは思いますが、なかなかちょっと私では答えづらい。なぜということになれば、その当時の話になりますので、なかなか答えづらいところがありますが、ただその中では、こういうふうにもいろいろな議論を取り交わしながら、流木の売払いがあったと思います。私では、なかなかなぜということについてはお答えしかねると思います。

○委員長（佐々木信一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、3点目の元利収入という表記の内容について。確かに昨年度もそういったお話をいただいて、分かりやすいようにという御質問のとおりお答えしたかと思えます。それで20款のこの貸付金元利収入の中には、そのとおり奨学金とかの返していただく元金と利息といったところの内容が含まれておりますし、その下に例えば消費者預託金などの、そのまま解約して返ってくるお金といったところで、全てが利息を目的にしたものではないといった趣旨の部分もございますので、そういった内容も踏まえまして、また分かりやすい表記にできるかどうかということも含めまして、再度検討させていただきます。対応させていただければと思います。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 固定資産税の、その1, 700万円ほどあるわけですが、約1, 000万を超えるような方々もいらっしゃるということで、そこでこれらへの徴収対策とか今後の徴収の見込みというふうなのは、どのように捉えているのかお聞きします。

2点目の流木の、その2億2, 500万円に上っておりますが、その当時のなぜ担保物件とか連帯保証を取らなかったかということで、副町長はその当時の担当ということでの判断があったということで、答えづらいということですが、実際にやはりこういう経緯があって、膨らんできているということだと思うんですね。ですから、これは言葉の表現が適切かどうか分かりませんが、結果的に連帯保証人も担保物件もとらなかった、別口の融資というふうな形に取られても仕方がないですよ。要するにお金を回収してないのですから、この2億2, 500万円をですね。ここがやはり町民が一番不審に思うところなわけですよ。やっぱりこの辺のところをしっかりと認識していただかないと、これからの町民説明会等ありますでしょうが、その辺は理解がなかなか得られにくいんじゃないかなというふうに思います。その件についてももう一度お聞きします。

それから、3点目の貸付金の元利収入、分かりました。奨学金とか消費者のほうの部分の貸付けもあって、元金も含まれるということですが、それでそれに絡んでお尋ねします。この町の貸付金、今回の公認事業体のこれから提訴ということになると思うんですが、その延滞利息ですね、貸付金の延滞利息。これ違約金が5, 400万円で、利子払利息が1, 300万円と、6, 700万円ほど追加になったわけですが、この延滞利息違約金の5, 400万円というのは、こういうところに表記として表れてこなくてもいいものなののでしょうか、決算書に認知されなくていいものなんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 固定資産税の滞納の解消という部分でございますけども、今のところ、その現年分の徴収を重点的に対応させていただいております。それによって、その全体的な滞納額が増えないような形の中で進めていこうということで、今現在やっております。

そうすることによって、それぞれ滞納額が増えなければ、あとは減っていただけといったような状況を何とかしてつukっていきなというところでやっております。そういった流れの中で、固定資産税の滞納額等についても、全体的にあまり増加をしていないという形になってございます。

○委員長（佐々木信一君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 2点目の御質問ですが、税外滞納繰越分明細書に、このような大きな金額で流木の売払いが載っているということについては、私も真摯に受け止めています。これは、今後はこのようなことがあってはならないことは皆様と共通だと思います。

ただ、その経過とか別口で融資という御質問ございますが、あくまでもこれは流木として売り払ったということで私は考えていますが、それについての考え方は、先ほど言ったとおり、こういうふうな結果になったのは非常に残念ですし、真摯に受け止めてもおります。繰り返になりますますが、今後このようなことがあってはならないと思っております。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 延滞金等ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。延滞金等につきましては、未納等が発生した場合に、それぞれ未納額に応じて延滞金等計算がされるといったような状況の中で、確定額というのがなかなか確定させられないと。要は、納付があれば延滞金等もその時点で変わってくるといったような状況の中で、決算書等には、今までの中では、全て延滞金等の納付まで終わった段階で記載するといったような形をとらせていただいております。

○委員長（佐々木信一君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 最後のその税務課長の答弁についてですが、未納額により確定がなかなかしにくい部分があると、延滞の部分ですね。ただこれは、これだけの大きな金額ですので、確定は例えばしづらいとしても、ある程度の例えば5,000万円とかですね、そういうぐらいのところの表記というのはできないものなんでしょうか。これはかなり大きな問題だと思います。今までも、なかなかその融資のお金とか、払っていただいた元金とかはそれは分かっても、その利息がこんなに延滞利息がついているとか、そういうのがなかなか分かりにくかったと思います。その辺のところの一工夫を、いろんな自治体の例も交えながらしていただければありがたいなと思います。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 延滞金につきましては、未納額等に付随するものというような考えになっておりますけども、未納額というよりは、納付が完了した段階で延滞金が確定するというふうな考え方をとってございます。ですから、その年度ごとにこの年度末までの延滞金が幾らというのは、本来納付があつてはじめて延滞金が確定するといったような考え方の中で処理をしてございますので、納付がない段階では、延滞金の確定という概念がないというふうに捉えておりますので、納付後延滞金を計算すると。その時点で納付があつた場合

に確定するものだというふうに捉えております。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 2点お願いいたします。

46ページ47ページの、16款、1項、1目財産収入の物品貸付の欄に、集成材加工施設貸付料150万円とありますが、今、木工団地2社が返済が大変なわけですが、これはどこからの入金なのかというところから、どういうものを貸し付けての内容なのか、お伺いいたします。

それから、2点目は60ページの、先ほども固定資産税で出ました。私、不納欠損の取扱いについて町民税固定資産税の欄を見ますと、平成30年度、令和元年度、固定資産税も平成30年度、令和元年度にすぐに不納欠損の処理が出ております。長くかかっているものが15年からもあるわけですが、なぜすぐにその2か年の分になったのか、その取扱い方についてお伺いいたします。

○委員長（佐々木信一君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは、集成材加工施設貸付料、これについて説明させていただきます。

この中身は、三陸木材高次加工協同組合の高周波プレス機、それからフィンガージョインター、四面かんな盤、これを町が貸付けをしているわけですが、昨年度の4月から6月まで、50万円ずつ納入になったということであります。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 不納欠損の取扱い等につきましては、納税者本人が例えば死亡した場合に、その納税者の財産等を相続する者がいないといったような事例の場合、納付そのものをする方がいないということで、不納欠損処理をさせていただいております。財産放棄、もしくは相続人がいないといったような状況の中での不納欠損ということになります。

○委員長（佐々木信一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） そうすると、この平成15年度から令和元年度までであるわけですが、この未済額については、その本人かその相続者がいるということで捉えていいのですか。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） そのとおりでございます。

○委員長（佐々木信一君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 1点だけ、流木のお金についてですが、裁判になってほとんど取れないようなものだけでも、取れない項目というのは不納欠損というような項目になっていくのかな、その項目だけ教えてください。

○委員長（佐々木信一君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） この流木の取扱いについては、今2事業体の破産管財人のほうで、債権額をまとめているところだと思います。その中で一般債権として扱われるのかなと。その中で債権総額とあちらさんの資産があって、その中で配当額が決まると思います。その配当額が決まった時点で、そこで一旦は処理されるのかなと。ただこの最終的には、不納欠損額のこの明細書から降ろさなきゃいけないと思っておりますが、その手段については、今までちょっと経験がないことなので、今、勉強中でございます。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（佐々木信一君） これで、歳入、14款国庫支出金から、令和元年度住田町一般会計税及び税外滞納繰越分明細書までの質疑を終わります。

次に、歳出について審査を行います。66ページ、歳出、1款議会費から、93ページ、2款総務費までの質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点伺います。

決算書の76から77ページ、2款、1項、6目企画費、13節委託料の住民交流拠点施設指定管理料700万円について。それからその次のページのところに、改修費についても書いてありますので、それも含めてお願いします。

昨年ケラッセの改修等がありました、またオーナーが変わりました。その辺の経緯、それから現況について伺います。

2点目、実績報告書の11ページ、2款、1項、8目防犯対策費の防犯灯維持管理、461万6,376円について伺います。この防犯灯等の設置に関しては、防犯協会や各公民館などの要望からボトムアップされて、さらに順番待ちという状況なのだと思いますが、町営住宅のそういう防犯灯のことがあると思うんです。そこについては、町で町営の施設の周辺にあるわけですから、別枠にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから3点目、実績報告書の12ページ、2款、5項、1目統計調査費の、国勢調査調査区設定調査10万4,262円について伺います。

これは、今日9月14日から配布が始まる国勢調査にかかるものなのかどうか、確認したいと思います。

以上です

○委員長（佐々木信一君） ここで、2番、荻原勝委員の質問に対し、答弁を保留し、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○委員長（佐々木信一君） 再開します。

休憩以前に保留していましたが、2番、荻原勝委員の質問に対する答弁を求めます。

農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） はい、私からは1点目の住民交流拠点施設まち家世田米駅についてお答えいたします。

まず、令和元年度に工事を行った内容については蔵4というギャラリーとか、いろいろなイベントをしている蔵の屋根の葺き替えと排気口を造ったという工事が主な内容でございます。それから、レストランケラッセの部分のオーナーが変わったという部分ですけれども、従来は指定管理者であります一般社団法人SUMICAがレストラン経営まで担ってございましたけれども、商工費の中で支援をしております経営アドバイザーさんのほうから経営の分析をしていただく中で、指定管理を受ける中でのレストラン部分の負担が大きいという御指摘がございました。その中で、一般社団法人SUMICAの中で経営の管理の部分を切り離してレストラン経営をするというような方式に変えたため、新たなシェフがレストラン経営を担っているというような状況になってございます。

それから最近の状況でございますけれども、このコロナ禍において、やはり町民や町外の方々の交流の多い場所でございます。表側のすみカフェについてはコロナ禍において感染症予防をした上で名前を書いてももらったり体温を測ったりして一部開いておりますけれども、夜間については閉鎖しているというような状況がございます。

地区公民館の部分については、教育委員会等の公民館の管理の中で基準を合わせて町内の方は活用できるというような状況でありますけれども、いずれ感染症の状況を見ながら運営をしているというような状況であります。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課、課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） それでは、防犯灯、町営住宅を別枠にというような考えということでよろしいでしょうか。

防犯灯は各地区防犯協会、それから町内の小・中学校、そして自治公民館から要望を受け付けてまして設置をしているところであります。町営住宅だけを別にということではなく、その地区でどこにあればいいかをきちんとみんなが理解した上でやるべきというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは3点目の国勢調査に関する御質問にお答えします。

去年の事業に関しましても、今年度の国勢調査を実施するための準備といった事務になってございます。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは1点目のところから伺います。

SUMICAとレストランと切り離すような形で運営がされるようになったということです。このいわゆるまち家に関しては簡易宿泊とか、そういうようなことも言われておりました。以前にもちょっと伺ったことがあったんですけども、1年間ぐるっとこう回った中でどういう実績、どういう課題が見えてきたのか、その辺について伺いたいと思います。

それから2点目、この町営住宅は別枠で防犯灯ということなんですけども、私としては町営住宅にあるものは町営なので町で積極的に管理すべきではないかと思えます。玉切れを放置したままというのは町の品格にも関わるような気がします。住民の中には町を当てにしないで、住民が家の庭先に自ら設置している、ライトを設置している例も何軒か見受けられます。それを見ていて、本当にこれでいいのかなというようなことをいつも思うんですが、いかがでしょうか。

それから3点目について、国勢調査については現在、今年からやるやつの準備ということであるということなので、そうであればその町内の調査員の方々について、一部高齢化して、固定化しておりまして、急に9月にやるからということで、9月の初め頃に大体の人を見つけようということになりますと非常に困難なケースがあります。見受けられました。行政連絡員とか民生員の場合もそうなんですが、地区設定とかその調査員の募集ですね、こういうことをもう少し早めに前倒しでやる必要があるのではないかと。また、年齢層のことなどもこれから考慮していかなければいけないのかなというようなことも考えられますがいかがでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私からは1点目の住民交流拠点施設の宿泊の関係についてお答えいたします。

住民交流拠点施設設置の際には、他の事例も参考にしながら、簡易宿泊という形でスタートをしようと準備を進めたところですが、きちっと宿泊業という形での営業が望ましいということから、一昨年、平成30年度に防火壁を設置して、レストランケラッセの奥側になりますけれども、宿泊業という許可が取れるような整備をしたところであります。

実際に宿泊業を始めるに当たって、SUMICAのほうでの人員体制、あるいはこのコロナ禍における感染予防対策が実施できるかというところを試行錯誤をしている今、状態がございませう。いずれ今後もこのようなコロナ禍において、また感染症時代において、そういうことをきちっと対応できる体制ができてから、オープンをしなければならぬ状況がありますので、今、鋭意準備を進めているというような状況にございませう。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 町営住宅の防犯灯に係る件です。その防犯灯の増設につきましては、先ほど町民課長が述べたとおりとは思いますが、防犯灯以外で道路、防犯灯としてではなくて、照明等が必要だというような部分があるのであれば、その町営住宅の管理の部分で検討はしたいと思っております。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課、課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 先ほど、切れているのにそのままというようなお話もありましたけれども、防犯灯は御連絡をいただければ、すぐに発注するようにはしておりますので、都合で時間がかかる場合もございませうけれども、できるだけ早い対応をするように努めてまいりたいと思っております。

○委員長（佐々木信一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野亨一君） 御指摘のとおり、国勢調査の調査員のお願いというかになりますけれども、どうしても5年に1回の調査になってございますので、そのとおり同じ人をお願いした場合でも5歳お年を召されているということになります。毎回、見直しをするということではなくて、やはり調査に関してはいろんなノウハウを得ていくということもありますし、調査に関してプライドを持てる方もおりますので、そういった方々に関しては、まず前回お願いした方々で最初に打診というかお願いをしながら、今回はおっしゃるとおり高齢であったりとかももちろん考慮しているわけですがけれども、いろんな事情で今回はちょっと難しいといった場合には、その地区を引き受けていただける方を紹介していただいたり、こちらのほうで充てになる人を探してみたりといった形でやってございます。

それで、御指摘のとおり、実際にちょっと期間が迫ってから人選がなかなか進まなくてといったこともあって御迷惑はおかけしているところもあるかと思っておりますので、そういったところは改めるように、おっしゃるとおり幾らでも早く着手できるようにということにしていきたいと思っておりますし、調査員に関しましては調査員というか統計調査員の中で連絡協議会という組織を持ってもございますので、そちらのほうも含めまして、そういった対応をできるようにしていきたいと思っております。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 1点だけ、1点目について伺います。

町長に伺えればと思います。

まち家の世田米駅の簡易宿泊に関しては、町長も私の記憶が正しければ施政方針演説等で取り上げていたように記憶しております。今後の簡易宿泊について、これからG o T oキャンペーンとか、それからマイクロツーリズムなんかを経て、それからまた進んでいくんだと思いますけれども、そういう中でまち家のその宿泊関係についてはどういうふうにお考えになっているのか伺いたしたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） いずれコロナ禍というような日本の、世界も含めて状況にございます。宿泊の位置づけという部分も、これは旅行と同じで意味が違ってくる部分もあるんだろうなと思います。民間の部分でもJTB前年対比で売上げ3%というような状況になってございます。そういう中でいわゆる利用者といいますか、そういうところの動き等々も含めた中で、状況を確認しながら今後考えていかなければいけないというふうに思っております。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで、歳出1款議会費から2款総務費までの質疑を終わります。

◎歳出3款民生費から4款衛生費の質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に93ページ、歳出3款、民生費から115ページ、歳出4款衛生費までの質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点伺います。

1点目、実績報告書の15ページ、3款1項5目交通対策費の交通対策事業2、126万9,953円について伺います。

コミュニティバスを昨年4月から役場始発に改編してもう丸々1年以上になります。1年やってどうだったのか、1年目の総括について伺いたいと思います。

それから2点目、実績報告書の15ページ、3款2項1目児童福祉総務費の結婚祝い金、第3子、30万円、第4子、50万円及び、その下の3款2項2目児童措置費、児童手当等の表の中身、第1子、第2子、1万円、第3子以降1万5,000円などについて伺います。

これらの金額設定はどこでどのような考え方から導き出されたのか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課、課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） まず1点目のコミュニティバスの運行についてでありますけれども、川口上有住線の状況ということですが、町民の1つの足ということですのでずっと使われてきているというふうに考えております。ですが、人数につきましては、昨年、1便当たり3人とかというお答えをしているようではありますが、それについては変わっていないというふうに、そのように利用されているというふうに捉えております。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは、出産祝い金の金額設定ということでお話をさせていただきたいと思います。

いずれも祝い金ということでございますので、根拠というのなかなか難しいわけですが、たしか出産祝い金については最初に決めていた額よりも引上げをして、この金額になったというふうに記憶をしておりますので、根拠というのなかなかちょっと難しいわけですが、いずれ出産に対するお祝いのお金だということで、このくらいの金額でということで当町のほうでは準備をしているものでございます。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 計算しますと、今年の今回の決算で、延べ予想人員は1万6,378人、昨年は1万8,310人でした。そうするとマイナス1,932人です。この数値をどう捉えているのでしょうか。また、運賃収入としてはどうなっているのでしょうか。

2点目です。今、いろいろなことを総合的に考えて設定されたということですが、その結果として、出生率等に効果があったのかどうか。短期的、長期的な検証はされているのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課、課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 利用人数についてどう捉えているかということでありまして、利用者が通院や買物に利用するためにバスを運行しております。できる限り使っていただきたいという考えではありますけれども、昨年と比較して、1便当たりの人数もほぼ、これでも私が計算したところでは同じぐらいに。例えば川口上有住駅線であれば、運行日数241日で1便当たり約3人というような計算にもなっておりますので、人数はどうあれ、とにかく利用していただきたいものというふうには考えております。

それから収入でありますけれども、収入のほうも川口上有住駅線であれば、昨年とほぼ同じ金額という計算になっております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは2点目の出産祝い金の関係でこれを、祝い金を支給することによって出生率への効果がどのぐらいあったのか検証しているのかという御質問だったと思いますけれども、当町の出産祝い金につきましては、県下の市町村を比べてみましても、かなり額的には多いほうだということになっております。で、それが金額が多いことによって出生率にどのぐらい反映しているのかというのはなかなか一概に言えない部分ではないかなと思っております。

一例で言えば、昨年度、第4子で50万円を実はもらえそうな方がいらっしやったんです

が、直前で他市のほうに転出をなさったという方々おりますので、一概にその祝い金だけを念頭に置きながらということではなく、やはり、それぞれの個人の都合等もあると思いますので、そういうことになったんだと思いますけれども、ある程度の効果というのはあるのではないかなとは思っております。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 1点目について、私が伺いたかったのは、マイナスの1, 932人ですね。これについて、どう捉えているのかというようなことだったと思います。今後、コミュニティバス等について、地域公共交通会議ではどのような話合いがなされていて、最近では大股への路線新設のことが大きいんだと思いますけれども、そのほかに収益アップとか効率的経営とかに関する、例えば千葉県の銚子電鉄のぬれ煎餅とか、そのような経営努力の話は地域公共交通会議の中で出ているのかどうか伺いたと思います。

それから2点目について、私はこの部分が出会いとかカップリングとか結婚、それからもう1つは移住とか定住とか交流人口、関係人口などと並ぶ本町の人口ビジョンの重点領域なのだと思います。全国の1, 741市町村区と差別化するために第3子以降を跳ね上げるとか、あるいはまた別な考え方で、独自路線で行くなら第1子から全てを同額にするとか、何かこう値づけという表現は子供のあれなんで、何と言ったらいいいのか分かりませんが、数値の設定なんだと思いますが、そういうものの戦略化が必要なんではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課、課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） まず、マイナスの要因ということですが、人口の減少もございまして、増えていくということは多くの方は車で移動されているわけですので、利用者数がすごく伸びるということはなかなかないものと捉えております。それから、地域公共交通会議ですが、この交通会議は道路運送法に基づき、地域住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他、利用者の利便の推進を図り、地域の実用に即した輸送サービスに必要な事項を協議するということになっております。

今回、この会議を開催した理由は中井線が廃止となるということに対しての旅客運送をどうするかと、要するに代替のバスを出すということを協議するために開催いたしました。委員がおっしゃったような、どうやれば人が集まるかとか、そういうような内容ではなく、交通がどのような交通にすることがいいかという部分を協議したということになります。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは2点目のお答えをしたいと思います。

額の引上げをするとか、あるいは対象を拡大して第1子から支給したらいいんじゃないかというような御提案でございましたけれども、いずれこの事業は子育て支援策として町としてやってるわけですが、限られた予算の中で町単独でやってるものでございますので、御理解を賜りながら、こういった形で若い方々に周知をしながら、この事業を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 2点お願いいたします。

最初の1点目は実績書の17ページです。4款1項1目の保険医療介護連携体制構築事業補助金は、説明のほうに未来かなえ機構の訪問看護ステーションとなっておりますが、現在の運営の状況がどうなっていたのかをお伺いいたします。

それから、決算書の104ページから105ページですね。5款2項4目保育所費、7節賃金、3,500万円ほどあるわけですが、これは臨時職員の方々の賃金でそれぞれ項目がありますが、どのような人数構成になっているのかお伺いいたします。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは1点目の保健医療介護連携体制構築事業費補助金ということで、訪問看護ステーションすみちゃんのほうの運営費に補助している関係についてお答えをしたいと思います。

訪問看護ステーションにつきましては、昨年4月から開設をいたしまして、当初のシミュレーションをしていたわけですが、そのシミュレーションよりも多くの御利用をいただいている現状でございます。

3月末の時点におきましては、単月でいいますと32人の方が。計画では20人ということでしたけれども、32人の方が御利用なさっているということで4月から3月まででトータルで、累計で247人の方が利用をいただいているということです。当初見込んでいたよりも御利用されている方が増えている状況でございます。

○委員長（佐々木信一君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 私のほうからは保育所費の賃金についてであります。

臨時職員賃金につきましては各園2名ずつであります。それから、臨時調理員賃金につきましては、世田米保育園が3人、有住保育園が1人、臨時保育士賃金については、世田米保

育園 8 人、有住保育園 7 人、臨時看護師賃金につきましては、世田米保育園の 1 人と臨時用務員賃金につきましては有住保育園の 1 人でございます。

以上であります。

○委員長（佐々木信一君） 阿部祐一君。

○7 番（阿部祐一君） 看護ステーションのほうは利用状況が増えているということですが、この大きな特徴として看取りもできるということに聞いておりました。去年とかは 2 名だったというふうに聞いたんですが、その辺の利用状況はどうかをお伺いいたします。

臨時職員についてですが、多分その多年度雇用で更新だとは思いますが、何というか、割と継続されているのか、結構入れ替わりがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 1 点目の訪問看護ステーションの看取りの関係ということでよろしいですね。で、ございますけども、当初から訪問看護ステーションすみちゃんのほうでは、在宅医療の部分に力を注ぎたいという部分がございます、その看取りまでやりたいといったことで計画をしていたところです。

なかなかその町内に往診できるお医者さんがいないということでしたけども、その近隣の開業医の先生たちから御協力をかなりいただいております、実績といたしますと昨年度 1 年間で御自宅でお看取りをしたのが、町内で 3 名の方、それから町外で 2 名の方をお看取りしているということでございます。

訪問看護ステーションのほうではいずれ在宅医療に貢献していきたいということがございますので、今後もそういった部分に力を入れて尽力していきたいというふうに言っております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 継続されている方が多い状況にあります。

○委員長（佐々木信一君） 阿部祐一君。

○7 番（阿部祐一君） 最後ですが、この未来かなえ機構のほうに入会するよというあれが何回も上がっていますが、ちょっとあれかな、外れるのかな。普及度といいますか、そういう、町内がどのくらい入っているのか伺います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 未来かなえ機構の加入状況ということでしょうか。ちよっ

とお待ちください。

すみません。お待たせをいたしました。昨年度、3月末の状況で全体としては1万1,649人加入しておりますが、本町、住田町の分につきましては、1,830人ということで、人口の34.4%の加入という状況になっております。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 先ほどの7番委員の件に関わりますけれども、保健医療介護の連携体制のすみちゃんのほうの件でまず1点目をお聞きします。

前年度の決算での補助金は1,175万1,000円ほどになっております。令和元年度の分につきましては1,559万円ということで、その補助金が増えているわけです。先ほどの説明ですと、当初の利用者が20名ほど見ていたのが月、大体32名ほど利用されているということで、町でのその運営費の補助をするということで、あれ計画5年ぐらいだったでしょうかね、示していただいたわけですが、今の状況ですと利用者も増えているということで、当初の運営補助の額であるとか期間というのがこう縮まっていくのか、その辺がどういふような状況になってくるのかお尋ねをいたします。

それから、87ページの決算書の2款総務費の3項の戸籍住民の負担金、真ん中ほどになりますが、岩手弁護士会の。93ページです。

実績書の2点目のところの21ページのほうでお願いします。4款の環境衛生費ということで、飲料水の施設整備補助金ということで、去年から今年にかけて坂本の地区のほうで飲料水の今、工事とかを去年から引き続きやらせてもらってるわけですが、今までの経緯を申しますと坂本全体とすれば簡易水道をお願いしたいということで町のほうに再三お願いをした経緯があります。

で、まあそのときに見積りをしましたらば10億円ほどかかるということで、町のほうの今後のことを考えると負担も大きいということで、結果的にその坂本地区の加入率であるとかそういうのがどうなのかというふうに言われまして、現在、大体恐らく加入の会員についてとかの方は75とか80出たと思うんですが、100%加入しなければいけないというふうな厳しいような返事をいただいたわけですが、やむなくそれぞれの小単位の地域で今、飲料水の施設工事を行っているわけですが、そこで私が申し上げたいのは、今までの簡易水道の各組合員の1戸当たりの負担金というのがどれほどのものであったか、まずお聞きいたしま

す。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうからは1点目、保健医療介護連携体制構築事業費補助金の関係で、前年度との比較で増えているなということでございますけれども、いずれ前年度はほとんど収入がない中で初期投資といった部分が主になったものですからそういうことですし、あと今年につきましては事業収入も入ってきておりますので、その分で圧縮されてきてるといふ部分が1つございます。

訪問看護ステーションの会計の仕組みにもよるわけですが、診療報酬というのは2か月遅れで来る仕組みになっておりますので、令和元年度につきましては4月から始まっておりますので1か月分足りない事業収入となっております。フルに事業状態を見るには令和2年度が実質初年度ということになりますので、ここからその事業収入の伸び方といいますか、経営の仕方を実際に検討するようになるのかなというふうに思っております。

で、訪問看護ステーションの採算ベースを考える基準として、ひと月にその訪問の回数が200回というのが1つの基準としてあります。黒字化する基準として。が、あるんですけども、まだそのすみちゃんにつきましては、その時点にまだ届いていないという部分がございますので、さらにその利用者数の宣伝といいますか、PRといいますか、そういった部分をしながら、利用者を増やしながら、あとはその対応する看護師の体制も整備しながら早期の黒字化に努めていきたいというふうに保健福祉課としてもすみちゃんと協議しながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 簡易水道の各地区の負担金でございますが、世田米地区が18万円、下有住地区が29万5,000円、五葉地区が22万8,000円となっております。

○委員長（佐々木信一君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） すみちゃんに関しましては、令和2年度でフルに状況を見た形が出てくるというふうな答弁でございました。そういう中で、例えば今の状況でフルになった場合に、次の年度のほうの町の補助金というのは、今の大体1,560万円ぐらいになってますが、これが減る予定なのか、増える予定なのか、大体の予定的にどういうふうになっていくのかお聞きします。

それから、簡易水道の飲料水の、先ほど各組合のほうの負担金を見ましたら世田米は18万円、下有住が29万円、五葉が22万円ということでした。

実は今やっている上家組の水道工事につきましては、大体おおよそ41万円ぐらいの負担金になるのじゃないかというふうな今、試算が出ております。これは地区の人たちが簡易水道、本当はお願いをしたかったのだけでも、やむなく、今、それぞれの飲料水の組合でやろうというふうになってるんですが、この1戸当たりの負担金のこの差を見ましても、かなりあると。そういうところをぜひ考慮をしていただけないと、今後の例えば、ほかでの飲料水、自分たちで簡易水道の部分はできないからやってほしいといった場合に、大きな負担が出てくるというふうに感じます。その辺の一般的な他の組合との負担金の整合性といいますかね、その辺のところを今後検討を加えていただきたいというふうに思います。

いかがでございますか。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは1点目の訪問看護ステーションのこの件についてお答えいたします。

今後の予想という部分でございますけども、いずれ訪問看護ステーションとしても営業をこれから強化していきたいということでございますし、あとは町内と人口が減ってきている中でなかなかそこで拡大を目指すというのも難しいわけでございますので、近隣の都市の試算でありますとか、大船渡市さん陸前高田市さんということで、現在も御利用いただいている方々いらっしゃいますが、そういったところも強化をしていながら、利用者数の確保を多分していくことになると思いますので、だんだんその補助金の額とすれば減ってくるんだろうなというふうに期待をしているところです。

基本的に、いずれその人件費なり事業費、かかった経費からその事業収入を差し引いて足らなかった分を運営費の補填として補助しているような形で、定額ではございませんので、そういったところで毎月訪問看護の連絡会ということで情報交換、課題解決に向けての情報交換もしておりますので、そういった中で事業収入なんかも逐一見ながら、チェックをしながら、改善に向けて協議を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 飲料水の供給施設整備補助金につきましては、平成27年度までは事業費の2分の1以内で30万円を上限とした補助でありましたのを、平成28年度に改めまして、60万円以下の場合には2分の1、それを超える場合は10分の7以内というふうに改正をしているところでございます。当面はその補助で行っていくものというふうに捉えているところでございます。

○委員長（佐々木信一君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 改正をしていただいて今日になってる、というのは建設課の方々の御尽力であったと私も感謝をしております。

ただ、先ほども言いましたように、実態としてその60万円以内であれば2分の1ということでございますけれども、その助成を受けたとしても実際の1戸当たりの負担金が41万円ぐらいになると。とても今の高齢者の世帯では払っていくのも大変だというふうな状況にあります。いずれ、これらも鑑みながら、今後も多分、他の地区で簡易水道の、町の簡易水道じゃなくて、個々の地域でやってくださいというふうなことがあると思いますので、この辺のところをしっかりと受け止めていただければというふうに思います。

要望しておきます。

○委員長（佐々木信一君） そのほかはございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 実績書から2点についてお伺いいたします。

1つ目は12ページですけれども、令和元年度の新規事業として、小児慢性特定疾病児童の日常生活用具給付事業が設けられました。実績を見ますと155万5,839円が決算として計上されているわけですが、いずれ障害を持つ児童が健常者とともに自立に向けて暮らすという体制づくりは大変重要なことであることから、これらの活用の状況がどうであったかお聞かせいただければと思います。

第2点目は、18ページの4款衛生費の中での、これも令和元年度における新規事業として2つの事業が行われております。1つは産婦健康診査ということで、施策の効果のところに丁寧に報告されておるわけですが、令和元年度の予算の中ではいずれ産婦の産後鬱予防や新生児の虐待予防を目的として新しく助成を実施したとおるわけですが、これの活用の状況、あるいは健診の結果が分かればお聞かせいただければと思います。

同じく、新規の事業で新生児の聴覚検査を実施しておるわけですが、これも効果のところでは新生児聴覚検査、生まれつきの聴覚障害に対しての早期発見というようなことでしたが、実施の状況と、そういう障害を持つお子さんがいたのかどうか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） まず1点目の日常生活用具給付等事業のところですが、これは小児慢性と児童の部分ではございませんで、障害児の、重度の障害者を自立した

生活の支援するためにやっている事業ということになります。で、一番多いのはストーマと
いいまして、畜便袋、畜尿袋の給付といった部分の事業が令和元年度については多いところ
でございます。

それから、もう1点目の産婦健診の関係になりますけども、産婦健診の関係は対象が、ち
ょっとお待ちください。すみません、お待たせをいたしました。産婦健診の関係は、対象の
方が23名でございますけども、産後2週間と4週間と2回受けますので、2回とも受けた
方もいらっしゃいますし、片方だけ受けた方もいらっしゃいまして、累計で29人の方が受
診をされているというところでございます。

あとはこういった中で、その受けた中で、病院さんのほうで心配な産婦さんがいるという
ことであれば、イーハトープというシステムがございまして、病院のほうからうちのほうの
保健師のほうにフォローをお願いしますというような形で連絡が来るというようなシステム
になっております。

それから、新生児の聴覚検査の関係につきましては、ほとんどの新生児の子供さんたちが
検査されておまして、令和元年度のところについては障害ありといった方々の事例はない
ようでございます。

○委員長（佐々木信一君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1点目の日常生活用具の給付等の事業で令和元年度新規予算化した
小児慢性特定疾病児童は、そうしますと対象がなかったというふうに理解してよろしいでし
ょうか。はい。

それから、2点目の妊産婦の関係であります。いずれ各地域で産婦後の健康状態が悪く
て産後鬱になって、仕事や子育てに困難をするという事例が各地で聞かれましたものでは
から、いずれ町内にあっては子育て支援等を充実させておるわけでありませうけれども。い
ずれこういう症状の方が生まれないように事前に対応してもらおうということはあるがたい
ことであるので、そういう症状の方はいないということで受け止めましたので、今後もこの
対応パターンについてはよろしくお願ひしますし、保健師さんたちが随時回っているところ
にお会いすることもあって、その状況については聞いておるんですけども、かつての家族が多
い時代と違って、今は保育所に早い時期からお願ひするというようなことで、保育所等も巡
回しながら、保護者の方も連携をとりながら取り組んでいる姿が見られるわけでありませ
うが、そういった取組のことについて改めて確認をさせていただきます。

それから、新生児の聴覚検査、子供の審査の時期には症状がなかったのに、突然、学校、

あるいは保育所に入所するときその症状が見えて大変後の治療に苦勞しているという御家庭のところも見たりしているものですから、ぜひ継続してこの検査の事業は続けてほしいと希望しますが、そのお考えをお聞かせください。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 先ほど来、お話しございましたとおり、その産後ケアという部分が今、大事な部分になっておりますので、その切れ目がないように支援をしていくということで保健師も粉骨砕身、本当に毎日訪問に出て、あるいは保育園さんのほうにもお邪魔したりして、子供たちの様子も見たりとか、あとお母さんたちの様子も各世帯を回って見たりしておりますので、今後も引き続き、そういうような形で足で稼いでいくような形で子育て支援をしていきたいなと、母子の支援をしていきたいなというふうに思っております。

それから、新生児聴覚検査につきましてもおっしゃいますとおり早い段階からの処置がやはり大事であるということでございますので、少しでも早く異常がもしある場合には、そこで所見を見つけて適切な医療につなぐというような形でやっていきたいと思っておりますので、こちらについても引き続き進めていきたいと思っております。

○委員長（佐々木信一君） これで歳出3款民生費から4款衛生費までの質疑を終わります。

これで令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算歳入1款から歳出4款までの質疑を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（佐々木信一君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 0時02分